

令和5年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）企画提案公募にかかる質問と回答 [追加募集]

No	項目	質問	回答
1	デジタル職場実習	職場実習の時期を様式第A-18号に記載するとあるが、実習の時期は訓練期間中であればいつでもいいのか？ 企業実習付コースのように訓練の最終にしか設定できないのか？	全訓練生が同一期間に職場実習を実施できることが理想ですが、同一期間での実施が難しい場合は訓練生ごとに実習期間をずらしても差し支えありません。 なお、企業実習付コースは座学訓練受講後に企業実習を実施してください。
2	デジタル職場実習	様式第A-18号の実施予定日数は土日も含めた日数を記載するのか？実際の訓練日数を記載するのか？	「2週間以上1箇月未満」の2週間は、土日祝日を除く10営業日としますので、実際の訓練を行った日数を記載してください。また、訓練生ごとに実習期間をずらすことによって、訓練生ごとに実習期間の日数が異なっても構いません。
3	デジタル職場実習	職場実習を行った際に、評価シート（様式3-3-1-1）の発行は必要か？	評価シート（様式3-3-1-1）の発行は必要ありませんが、知識等習得コース仕様書R-6（4）②に記載の「デジタル職場実習実施報告書等」（3種類を予定）を訓練終了後に提出していただきます。具体の様式については、契約締結時にお示しします。
4	デジタル職場実習	R-13（20）の「職場実習中の労働者災害補償保険に係る事務処理（介護系科目のみ）」とあるが、デジタル職場実習を行った場合、事務処理は必要か？労働者災害補償保険は加入しないということか？	デジタル職場実習の場合も労働者災害補償保険の加入対象となりますので、事務処理が必要となります。
5	デジタル職場実習	設定時間は1日5時間を標準とするとあるが、6時間に設定してもいいか？	1日5時間を標準としますが、職場実習の効果等を勘案して、コースごとに弾力的に設定しても差し支えありません。また、職場実習企業等の就業時間に合わせることを求められた場合、職場実習に係る訓練時間は、実習先の勤務時間に合わせていただいて差し支えありません。
6	デジタル訓練促進費	R-5ハの※に記載されている「訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする」とあるが、資格証すべてを提出してもらわないといけないということか？	目標に設定した資格を持っている方については、資格証の提出による確認は必要ありません。本人からの申告により確認してください。 大阪府への報告については、訓練終了後に提出いただく「資格取得状況報告書」に、【既取得】と記載いただく予定です。具体の様式については、契約締結時にお示しします。
7	デジタル訓練促進費	企業実習付コースの場合も就職状況報告書の提出時に、労働条件通知書や雇用契約書等の写しを添付しないといけないのか？	企業実習付コースにデジタル訓練促進費を設定する場合、デジタル訓練促進費就職率は、就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出することから、労働条件通知書等の写しの添付が必要です。
8	その他	毎日訓練を行っても100時間未満になる場合、就職活動日の設定はしなくてもいいか？	就職活動日は早期再就職を実現するために設けているものであり、ご質問の場合であっても就職活動日は設定してください。 なお、訓練実施経費等の委託費は、祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより1か月の訓練設定時間が100時間未満となる場合は、訓練設定時間の割合で按分を行いません。ただし、該当せずに100時間未満となる場合は按分を行います。